

WTOの貿易関連知的所有権(TRIPS)協定と南北問題

- インドを事例として -

佐藤隆広<sup>#</sup>

- [1] はじめに
- [2] TRIPS とは何か
- [3] TRIPS と生物資源の略奪をめぐる諸問題
  - (1) インド製エイズ治療薬問題
  - (2) 米国モンサント社による「Bt 綿」インド違法実験事件
  - (3) インド特許法の改正と医薬品政策
  - (4) その他の事件
- [4] TRIPS と生物資源の略奪への抵抗運動
  - (1) 生物多様性条約とバイオセーフティ議定書
  - (2) 反グローバル主義の台頭
  - (3) インド政府の対応
- [5] おわりに

[1] はじめに

1995年1月1日に、WTOがスタートした。WTOは、組織としては旧来のGATT事務局にかわる新しい国際機関であり、協定としては「関税と貿易に関する一般協定」(GATT1994)をはじめとする財の貿易に関する多角的協定に加えて、「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)、「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」(DSU)、「貿易政策検討制度」(TPRM)などの新しい分野における付属協定が付け加わり、国際貿易のみならず投資・サービス・知的所有権などにおける国際ルールの整備と強化を図るものである(第1表参照)。

[第1表]

1984年から交渉が開始されたGATTウルグアイ・ラウンドを終了させ、1995年からWTOをスタートさせたマラケシュ協定は、それまでのラウンドでの最終合意とは異なり、「一括受諾方式」(Single Undertaking)によるものであったことに注意する必要がある。WTOは、途上国に対してはその協定内容を遵守するうえで一定程度の経過期間を認めているのはあるが、一括受諾方式は、先進国であると途上国であると関わりなく、ラウンドで合意した結果について一括して全加盟国が受諾するものである。これは、東京ラウンドのコードのように各協定を受託するかどうかの選択を行う自由がなくなっただけでなく、原則として途上国は他の加盟国と同一の義務を負うことになったことを意味する。途上国の経済自由

---

<sup>#</sup> 所属：大阪市立大学大学院経済学研究科助教授，E-MAIL: takahiro@econ.osaka-cu.ac.jp

化に向けた義務と負担が飛躍的に拡大したのである<sup>1</sup>。

WTO の発足以後、先進国が途上国側の協定違反について WTO に提訴を繰り返していることから、途上国側には WTO 体制に対する不満が高まってきている。こうした背景があつて、次期のラウンドになる予定であつた 1999 年シアトル会議が、南北間の対立で決裂し、新ラウンドが暗礁に乗り上げたことは、反グローバル主義を掲げる NGO によるシアトル市街での激しい抗議行動とともに、記憶に新しいところであろう。

本稿は、WTO の「貿易関連知的所有権」(Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS)協定に孕まれている南北問題について、インドを事例として取り上げることで、検討を加えたい。とくに、生物資源の略奪行為 = バイオパイラシー(biopiracy)として知られる、多国籍企業による途上国の生物資源の探索と採集に注目したい。先進国のバイオテクノロジー企業や製薬会社が、植物品種を始めとする生物資源のみならず先住民の遺伝子情報を解析するために血液・皮膚・毛髪などを、インドで秘密裏に収集していると言われている。このこと自体、生命倫理上の問題を孕んでいるわけであるが、ここでの問題は、先進国では企業が解析した遺伝子情報が特許として認められ、TRIPS の保護対象になる可能性が存在する点にある。また、ターメリック・ニーム・バスマティ米などインド古来からの植物品種やその利用方法に関する「伝統知識」(Traditional Knowledge)に対しても先進国の企業が特許の取得を試み、実際に、少なくないケースで特許を取得しているのである。

本稿はまた、バイオパイラシーだけでなく、遺伝子組換え技術を中心とするバイオテクノロジーのもたらす弊害や、TRIPS と整合的な国内法改正に関連する様々な問題も同時に検討することにした。

ここで、本稿のテーマに関連するわが国の先行研究に言及しておく必要があるだろう。すでに、法学の分野では、山名美加氏をはじめとする法学者による一連の研究が、インドにおいて TRIPS がもたらす各種の問題を詳細に検討している(山名 1999a; 1999b; 2001a; 2001b, 加藤 2000; 貿易と関税 2001)。また、公正貿易センターの TRIPS 研究会は、すでに数次にわたる TRIPS に関する包括的な報告書を作成しており、その分析対象国にはインドも含まれている。

上記の優れた法学分野における研究に、本稿が新たに付け加えた研究上の貢献は少ない。本稿は、TRIPS がインドに与える経済的影響を本格的に研究するための準備作業の一環であり、その意味でいえば研究ノートである。経済学にもとづくより本格的な研究は、他日を期したい。

本稿の構成はつぎのとおりである。第 2 節では、TRIPS の協定内容をごく簡単に解説する。第 3 節では、TRIPS をめぐるインド国内のいくつかの事件や国内制度改革を紹介する。第 4 節では、現行の TRIPS に対する対抗運動を、生物多様性条約・NGO・インド政府の 3 つのレベルで考察する。第 5 節では、本稿をとりまとめる。

---

<sup>1</sup> 付属書 1A から付属書 3 までの各協定は、WTO 設立協定と一体であり、WTO 協定の全加盟国に適用されるのである。これが、一括受諾方式である。

[2] TRIPS とは何か<sup>2</sup>

TRIPS は、知的所有権保護に対する国際的標準を確立し、権利行使措置に関する法的手続きを定めたものである。その特徴は、(1)知的所有権保護の強化、(2)原則・規則の多国間での枠組みの形成、(3)WTO の紛争解決手続きの適用、以上の3点を挙げることができる(田村 2001: 199)。

TRIPS の基本原則は、GATT や GATS と同様に、無差別主義に立脚する。すなわち、内国民待遇(national treatment)原則と最恵国待遇(most-favoured-nation: MFN)原則が2大原則である。また、TRIPS は、知的所有権が明確に「私権」(private rights)であると明言し、その保護が、技術進歩と技術移転に貢献し、生産者も利用者もともに利益を得ることになり、経済的・社会的厚生が増大するはずである、と認識している。

WTO が成立する以前から存在していた世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization: WIPO)における国際条約上の主要な義務は、特許や工業意匠などの工業所有権保護に関するパリ条約と著作権保護に関するベルヌ条約であった<sup>3</sup>。これらの既存の条約では、カバーされない領域が存在し、保護の水準も不十分であった。その意味でいえば、TRIPS は、新しく、より高い水準での国際的な知的所有権保護をもたらすものである。

TRIPS がカバーする領域は、(1)著作権、(2)商標、(3)地理的表示、(4)工業意匠、(5)特許、(6)集積回路の配置図、(7)営業秘密を含む非公開情報、となっている。実際、すべての技術分野の発明に対して、特許はその出願から最低20年間保護されることになった。

WTO 協定は1995年1月1日から発効したが、先進国にはTRIPS と整合的な国内法制度の変更について1年の経過期間が与えられた。途上国(developing countries)と移行経済(transition economies)には5年、後発途上国(least developed countries)には11年の猶予が与えられている。1995年1月1日時点で、開発途上国が特定の分野の技術において物質特許(product patent)保護を与えていない場合、物質特許の保護実施には10年間の経過期間が与えられている<sup>4</sup>。

しかし、医薬品と農業用化学品に対しては、経過期間の開始時から、特許申請を受け付

---

<sup>2</sup> TRIPS の解説にあたっては、WTO ホームページ(<http://www.wto.org/>)によるTRIPS の解説と邦語文献としては通商産業省(2002)、松下(2001)、高瀬(1993)、公正貿易センター(1997; 1998; 2000; 2001)を参考にした。

<sup>3</sup> WIPO の成立背景は、つぎのとおりである。1883年に採択された工業所有権に保護に関するパリ条約、1886年に採択された文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に基づいて、それぞれ事務局が設置された。この2つの事務局は1893年に統合され、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)が設立された。この組織が母体となって、1967年に署名された条約でWIPO が誕生し、1974年には国連の専門機関となった。本部は、スイスのジュネーブにある(高瀬 1993: 154-155)。

<sup>4</sup> 後述するように、2001年のWTO ドーハ会議で後発途上国の経過期間がさらに10年間延長された。

なければならない(ただし、その特許が、経過期間の終了までに与えられる必要はない)。また、たとえ、経過期間中であっても、他国での特許保有者に対しては国内において「排他的販売権」(Exclusive Marketing Right)を付与しなければならない(第2表を参照)。

第2表 TRIPS 協定の適用時期(経過期間)

	内国民待遇 最恵国待遇	全体	物質特許 (医薬品等)	医薬品等の 補完措置(*1)
先進国	1996年1月1日	1996年1月1日		1995年1月1日
途上国	2000年1月1日	2000年1月1日	2005年1月1日	
後発途上国	2006年1月1日	2006年1月1日	同左(*2)	

資料) 公正貿易センター(2002: 3).

(\*1) 途上国には物質特許制度設立については2006年までの経過措置が認められているが、協定発効日(1995年1月1日)から、補完措置として、医薬品及び農業用科学品の特許出願を受け付けること、一定の条件の下に医薬品等に排他的販売権を認めることが義務とされている(第70条8, 9)。

(\*2)2001年11月にドーハにて開催された第4回閣僚会議で合意された「TRIPSと公衆衛生に関する特別宣言」により、後発途上国の医薬品に関連する物質特許制度の導入及び開示されない情報(営業秘密)について、更に10年間、2016年1月1日までの経過期間が認められた。

知的所有権保有者による不当なライセンス契約については、それが競争あるいは技術移転を阻害する場合には、特定の条件のもとで、政府はそうしたライセンスを無効にすることが可能である。これは、強制実施権と呼称される加盟国の権利である<sup>5</sup>。

TRIPSは、協定上の義務を遵守させるための権利行使措置(enforcement)に関する規定を持っている点において、WIPOやこれまでの知的所有権に関する国際条約とは一線を画している。加盟国はその国内法のもと、知的所有権を実効性のあるものにしなければならない。将来の権利蹂躪を防止するのに十分厳しい罰則がなければならない。その手続きは、公平で平等なものでなければならない。不必要に複雑でコストがかかるものであってはならない。TRIPSは、権利行使がどのようになされるべきかを詳細に規定している。

TRIPSにおける紛争解決手続きはWTOに共通のものである。加盟国は紛争相手国の協議の要請に対して誠実に応える義務があり、また協議で解決されない場合に設置を要請でき

<sup>5</sup> 強制実施権は、緊急事態が生じた場合に特許権者の意向とは無関係に、政府が特定の企業に対して特許権の使用を認めて、薬や製品を作らせるというものである。TRIPS8条2では、原則として「知的所有権の乱用防止のために必要とされる適用な措置をとることができる」と規定されている。具体的には、権利そのものの取消しや失効、強制実施権の設定、ライセンス契約などにおける反競争的行為に対する規制、などである。知的所有権者は新分野への事業拡大や自己の開発技術の実施などを図るために、ライセンス供与を行わないことがある。これは、権利者の正当な権利行使であると認められているが、それが反競争的行為の場合に政府はライセンスを強制実施できるのである。TRIPS8条は、そもそも、先進国の多国籍企業による制限的商慣行を懸念する途上国の立場に配慮して規定された条項である(公正貿易センター 1998: 39)。

る「パネル」と呼称される小委員会は、紛争解決機関(Dispute Settlement Body: DSB)において「設置しない」というコンセンサスで決定されない限り設置される。これは、ネガティブ・コンセンサス方式として知られるものである。加盟国が知的所有権の侵害を正さない場合、提訴国による制裁措置の発動も可能である。制裁には知的所有権以外の分野で報復するという「クロス・リタリエーション」も含まれる(具体的な紛争解決手続きについては、[第1図](#)を参照されたい)。

[[第1図](#)]

WTOの組織機構のなかで、物品に関する理事会、サービス理事会と並んで、独立にTRIPS理事会が設けられている([第2図](#)を参照)。TRIPS理事会は、加盟国における協定の義務の遵守状況を監視、協定に関する諸問題を検討するために設置されている。通常、年に4回の公式会議が行われる。具体的には、(1)協定の義務を担保する加盟国の国内法のレビュー、(2)技術協力に関する情報の交換、(3)協定の見直し、などについて検討を行っている。

[[第2図](#)]

レビューとは、加盟各国の法令の実施状況を相互監視するためのものである<sup>6</sup>。また、TRIPSでさらに議論を積み重ねる領域のことをビルトイン・アジェンダという。具体的には、(1)地理的表示(24条2、23条4、24条1)、(2)特許(動植物などの特許対象の検討(27条3(b)))、(3)紛争解決(非違反申立規定適用の検討(64条3))、(4)協定の実施の検討(74条1)からなっている。

非違反(non-violation)申立とは、TRIPSの義務には違反していないが、他の加盟国の利益を無効または侵害することを言い、紛争解決手続きの対象になる。これは、GATT23条1(b)および同(c)の規定にもとづくものであり、TRIPSはその64条1においてGATT同項を準用することを規定している。ただし、この非違反申立は、1999年末まで適用しないことが決定されている。

[第3表](#)は、TRIPSの概要をとりまとめたものである。上記の解説を再確認できるだろう。

[[第3表](#)]

さて、上記のような内容を持つTRIPSの特徴については、国際法の専門家による次の指摘が核心をついている。「TRIPSはWTO諸協定の中でもっとも加盟国間の発展段階の相違を考慮しない、『開発中立的な』(development-neutral)協定である。TRIPSは、その前文で、『国際貿易の歪曲や障害を減少し、知的財産権の有効的で、十分な保護を促進する』ことを掲げ、知的財産権が私権(private rights)であることを宣言している。そのため、GATTやGATSが、輸入制限及び差別の禁止などのように、加盟国に『特定の政策手段を使用しない』義務を課しているのに対して、TRIPSは加盟国に『特定の、類似の政策をとる』義務を課しているのである」(柳 2000 55)。また、パリ条約やベルヌ条約などの「これらの条約の基本的立場は、知的所有権に関する法制の在り方は各加盟国が決定すべきであり、国際条約や

<sup>6</sup> インドは、2001年11月に国内法令レビューが実施された。

国際機関としては各加盟国における知的所有権法制の在り方に関しては干渉しないというものであった」(松下 2001: 125)のに対して、「TRIPsの大きな特徴は『執行力』があることである」(松下 2001: 130)り、「知的所有権の国際的ハーモナイゼーションの観点からも、また通商政策の観点からも画期的なものである」(松下 2001: 137)も重要な指摘である。

TRIPs が生まれた背景として、米国のプロパテント政策を指摘しないわけにはいかない。レーガン政権下で米国の国際競争力向上のために設置されたヤング委員会が1985年に、国内的には知的所有権制度を強化し、対外的には2国間・他国間交渉を通じて各国の知的所有権制度の整備を要求すべきであると政府に勧告した。ヤング委員会勧告によるプロパテント政策への移行が契機となって、「当時WIPOではパリ条約改正のための会議が10年越しで続け続けられていたが、南北対立で行き詰まりを見せていた。これを打破するため、米国の指導力が発揮されやすいガット交渉に知的所有権問題を持ち込む戦略が有利と判断」(高瀬 1993: 157)して、米国はWIPOからGATTに交渉の重心を移動させたのである。なぜなら、WIPOでは、途上国が知的所有権を整備・強化していく条約の成立を妨げやすいという事情があり、仮に条約が成立したとしても、条約の批准は各国の自由であり、如何なる強制力も持たなかったからである。さらに、多国間だけではなく、二国間交渉においてはスーパー301条を巧みに組み合わせことで、全世界的に米国はプロパテント政策を押し進めた<sup>7</sup>。

また、TRIPsの枠組みは、知的所有権委員会IPC、経団連、産業雇用者連合組合UNICEの3つの組織によって草稿され、形成されたといわれている。IPCは、12の米国の企業連合である。プリストル・マイヤーズ、ジュポン、GE、GM、フューレット・パッカー、IBM、ジョンソン&ジョンソン、メルク、モンサント、ファイザー、ロックウェル、ワーナーである。経団連は、日本の経済組織の連合であり、UNICEはヨーロッパの商工業の経済団体である(シバ 1997: 161)。

こうした米国の国益と先進国の多国籍企業の利益を背景として、TRIPsがWTOにねじ込まれたことに対して、途上国側に警戒が高まるのはある意味当然である<sup>8</sup>。実際、以下で見るように、TRIPsをめぐる深刻な南北問題が噴出してきている。次節では、インドを事例にしてそれらを確認していくことにしよう。

### [3] TRIPs と生物資源の略奪をめぐる諸問題

本節は、TRIPs と生物資源の略奪 = バイオパイラシーに関連するいくつかの深刻な諸問題

---

<sup>7</sup> WIPOにおいても、TRIPs がスタートした1995年以降についてみれば、1996年にWIPO著作権条約(WIPO Copyright Treaty)とWIPO実演・レコード条約(WIPO Performances and Phonograms Treaty)が締結されている。

<sup>8</sup> 南北問題ばかりではない。知的所有権問題については、日本・EU対米国の北北問題も深刻である。とくに、米国の知的所有権制度はかなり異質である。米国の知的所有権制度の

について、インドを事例として紹介・解説する。

#### (1)インド製エイズ治療薬問題

南アフリカのエイズ患者は420万人にも達して、人口の10%にも達する。1997年に南アフリカ政府は、「薬品及び関連物質管理法」という法律を制定し、インドやブラジルで製造された安価なエイズ治療薬を輸入できるようにした。この政策の無効を求めて、製薬会社39社が南アフリカの高等裁判所に対して訴訟を起こした。しかしながら、NGOをはじめとする国際的世論の高まりもあって、製薬会社は訴訟を取り下げるに至った。

こうした背景があって、2001年のTRIPS理事会で「公衆の健康と医薬品へのアクセス」がテーマとして取り上げられた。TRIPSは、すでに見てきたように、医薬品について物質特許の導入を図るものであるが、エイズ・マラリア・結核などの疫病の蔓延で苦しむ途上国は物質特許では医薬品価格が暴騰してしまい、公衆の健康を保護することができなくなってしまふことを主張してきた。途上国グループは、こうした場合の強制実施権の発動については、各国が自由に決定できることを要求してきた(通商産業省2002:369)

こうした途上国の声を代弁すべく、同理事会で、インド政府代表はつぎのような主張を行っている。「周知のように、特許は、第三者がその特許権保有者の同意なしにそれから生み出された生産物を作成・利用・販売することを防止することによって、権利保有者に対する排他的権利を供与するものである。医薬品の領域において広く認識されているように、特許は発明に対して報酬を与えるうえで必要なものであり、かつまた、新薬開発に向けた一層の研究開発のためのインセンティブを確保するためのものである。このことは正しく、誰もこの仮説を疑うものはいないだろう。しかしながら、つぎのような問題がある。医薬品に対して特許を供与することによって、とくに多くの社会的弱者層には手が届かなくなってしまう。これは、大問題である。一方で、特許は一般的に特許保護があたえられている期間において、いかなる代替的な薬品の存在を許さなくするものである。他方で、ジェネリック(generic)競争が、特許によって全般的に妨げられるため、特許の対象になった医薬品の価格が異常に高騰する傾向にある。そして、多くの研究がこのことを証明している。加えて、以下のことに注意すべきである。TRIPSは各国のこれまでの国内法よりも長い20年という特許期間を設けているのである。さらに、選択的特許("selection patents")あるいは恒久特許("evergreen patents")という慣行のため、実際の特許期間は20年以上になる可能性がある。上記のことすべてが、1人当たり所得が低く、健康に対する1人当たり支出がわずかしかないような貧困国における医薬品アクセスに対して甚大な意味をもっているのである」(Government of India 2001b)。

引用文のなかのジェネリック競争とは、本来の特許を保有している製薬会社以外の安価なコピー薬の使用を認めることで、製薬会社の競争が促進されることを意味する。競争の

---

問題点については、(公正貿易センター 1997: 41-56)を参照されたい。

結果として、医薬品価格の低下が実現すると考えられている。実際に、エイズ治療薬がわずか1年間で、患者1人当たり1万ドルから350ドルまでに下落した(国境なき医師団 2001)。また、インドで100錠(150mg)55ドルの抗エイズ薬が、マレーシアで697ドル、インドネシアで703ドル、フィリピンで817ドルという価格で販売されていることから、物質特許では医薬品が高騰する可能性があることがわかるだろう(UNDP 2000: 108)。また、3種の混合した治療薬は、特許の成立した国では1万ドルであるのに対して、インドでは295ドルであるとも指摘されている(隅蔵 2001)。

こうしたインドをはじめとする途上国側の意見は、NGOや国際的な世論もあって、2001年のドーハ会議で独立した政治宣言(*Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health*)として結実するに至った。すなわち、(1)TRIPSは加盟国が公衆の健康を保護するための措置を採ることを妨げず、妨げるべきでないこと、(2)TRIPSの各条文の解釈には、協定の目的・原則を参照すること、(3)各加盟国はどのような場合に強制実施権を行使できるかを定める自由をもっていること、(4)各加盟国はどのような場合に国家緊急事態に該当するかを決定する自由を保持しており、エイズ・結核・マラリアなどの疫病の蔓延はこれに該当すること、(5)各加盟国は、知的所有権の消尽についての紛争処理手続きに訴えられることなく制度を作ることができること、(6)最貧国の特許、開示されていない情報に関する経過期間をさらに10年間(2016年まで)延長すること、(7)医薬品を製造する能力が不十分な国での強制実施権の問題についてTRIPS理事会で検討し、2002年末までに一般理事会に報告すること、を内容とするものであった(通商産業省 2002: 370)。

こうして、エイズ治療薬問題にひとまず決着がはかられた。しかし、問題は、これで全てが解決できるのだろうか。事態は必ずしも単純ではない。そもそも、医薬品開発には、(1)承認までに最低10年はかかるといわれる長い開発期間、(2)数百万ドルはかかるといわれる巨額の研究開発費など、極めて大きなリスクを抱えなければならないからである。「医薬品はランダムでスクリーニングすると約3万検体に1検体くらいしかヒットせず、また、ラショナルにテーマを絞ってスクリーニングしたとしてもやっと6千検体に1検体くらいのヒット確率である。そのくらいの低確率で選定された候補化合物が、さらに薬効・毒性の精査後、前臨床～臨床試験をパスして、製造承認を得て、初めて上市されることになるが、その間でも5分の4以上はドロップしてしまい、大体18%くらいしか医薬品として最終的に製品にならない」(公正貿易センター 2002: 47)。また、医薬品特許は1つの基本物質を核に数個程度の特許しか存在しないことから、特許の重要性は他の製造業とは比較にならないとも指摘されている(公正貿易センター 2002: 60)。

特許によって利益が守られないとなると、製薬会社の新薬開発に対するインセンティブが弱められ、そのことが結果として、たとえばエイズ治療薬の開発がストップする可能性があるわけである。実態は、複雑である。



(2)米国モンサント社による「Bt 綿」インド違法実験事件<sup>9</sup>

米国に本拠を置く多国籍化学企業の最大手モンサント(Monsant)は、1998年においてインドの9州にまたがる40箇所でBt綿を拡散予防措置もとらずに農場試験を行っていた。Bt綿とは、遺伝子組換え技術によって、綿の害虫に毒性のあるタンパク質をつくる土壌細菌(*Bacillus thuringiensis*)のDNAを挿入された遺伝子組み換え綿品種のことである。すなわち、害虫はこのBt綿を食べると死んでしまうのである。したがって、Bt綿は、環境に負担を強いる殺虫剤使用を劇的に減少させることができるという長所を持っていると宣伝されている。

モンサントとMahyco(モンサントに買収されたインドの種子企業)は、遺伝子組換え生物(Genetically-Modified Organism: GMO)の農場試験を実施する際に各段階で必要とされるバイオセーフティ規制を遵守しなかった。Mahycoにしか農場試験の認可が与えられていなかったにもかかわらず、モンサントが全ての段階において試験に関わっていたという十分な文書上の証拠があがっている。

インドには、GMO農場試験の認可に責任を負う2つの委員会が存在する。環境森林省の遺伝子工学認可委員会(Genetic Engineering Approval Committee: GEAC)とバイオテクノロジー庁の遺伝子組換えに関する調査委員会(Review Committee on Genetic Manipulation: RCGM)である。GEACは、危険な微生物や遺伝子組み換え生物の大規模な研究利用、GMOとそれから生み出された生産物の農場試験所などの環境への放出に対して認可を行う。州バイオテクノロジー調整委員会(State Biotechnology Coordination Committee: SBCC)や県レベル委員会(DLC)はGEACのもとで機能している。RCGMは、GMOを含む現在進行中のプロジェクトや活動を監視し、高リスクの分類に入るプロジェクトを評価し、農場実験を規制している。

モンサントの農場試験は、GEACではなくRCGMによってその認可が与えられた。RCGMは認可を与えるまえに、州政府の関連省庁と協議しなかった。GEACによる認可はSBCCとの協議を必要するため、これは極めて適切なものである。

委員会による不適切な認可に加えて、1998年7月24日と8月5日付けの認可以前に、農場試験が開始されている。したがって、この農場試験は認可プロセスが不適切というばかりでなく、違法行為なのである。さらに、試験は深刻な欠陥をもっており、試験農場と周辺農地の間に「緩衝地帯」を設けて他の作物との交配を防止する如何なる措置も講じていなかった。また、モンサントは、収穫後の農場管理についても注意を全く払っていなかった。

しかしながら、こうした問題点が存在するにもかかわらず、RCGMのメンバーはこの不法な農場試験について公式的なサポートを表明してきた。

---

<sup>9</sup> この項に関連する研究としては、つぎを参照されたい。The Research Foundation for Science, Technology and Ecology (2002), Damodaran (1999), Glover (2002), Gupta (2002), Shiva, Emani and Jafri(1999).

こうした違法事件に対して、1999年1月にインドのNGOである「化学・技術・エコロジー研究財団」(The Research Foundation for Science, Technology and Ecology)は、モンサントとMahycoをBt綿の農業試験が公共の利益に反するとして裁判所に訴えた。裁判所は、同社からの訴訟却下の申し出を退け、公益法を認めた。また、「財団」は、1986年の環境保護法に基づき制定された「危険な微生物、遺伝子組換え生物や細胞の製造、使用、輸入、輸出、貯蔵に関する規制」に違反し、適切な規制を行わなかったバイオテクノロジー庁も告発した。

また、同時期に、Navbharat Seeds社が、GEACの事前の許可をとらずに、Bt綿を輸入しグジャラート州に持ち込むという事件が発覚した。環境森林省は、作付けされているBt綿を州政府が処分するように指導した。

こうした一連の事件のために、インド政府は1998年に遺伝子組み換え種子の全面的輸入禁止措置を行ったのである。

それでは、その後、どのように事態は推移したのだろうか。2002年になって、環境森林省のGEACはMahycoが製造した3種類のBt綿の商業的栽培を正式認可するに至った。認可期間は、2002年4月から2005年3月までの3年間であり、インドの中・南部で播種される。認可にあたって、農地の20%には非遺伝子組み換え綿を作付けし、さらに各農地の周辺部に幅2.5メートルから3.5メートルの5条の非遺伝子組み換え綿を植えることで、緩衝地帯を設けることが条件となっている(農業情報研究所 2002)。

この新政策に問題は存在しないのであろうか。上述した違法試験では試みられなかったが、モンサントはすでに遺伝子組み換え技術を利用して、ターミネーター種子を開発している<sup>10</sup>。これは、種子を不稔にし、作付けの季節ごとに農民に種子の購入を強いる技術である。このほかに、モンサントは、遺伝子組換え技術を利用してラウンドアップ耐性品種の開発に成功し、実際に米国を中心に市場販売を行っている。これによって、モンサントの大ヒット商品である除草剤「ラウンドアップ」が農地に散布されたとしても、ラウンドアップ耐性品種であれば枯れることなく成長することができる。

こうしたGMOを作ることは農業バイオテクノロジー企業にとって、戦略的に重要である。ターミネーター種子はいうまでもないが、除草剤に耐性をもたない農産物がその過剰使用によって汚染された農地で栽培することが不可能になるからである。こうして、少数の多国籍企業が、種子や農薬などの農業財の世界市場で支配力を高めようと目論んでいると、反グローバル主義者から批判されている(シバ 1997: 232)<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> 遺伝子利用制限技術(Genetic Use Restriction Technology)にもとづいてつくられた種子である。

<sup>11</sup> また、デュポン、モンサント、チバガイギー(現ノバルティス)、ICI(現ゼネカ)、バイエルなどの多国籍化学企業が、農薬原料(農薬原体)の製造を独占してきた。また、農薬化学については、1986年にフランスのメーカーがユニオンカーバイドの農薬事業部門を買収するなど、大型のM&Aによる業界再編が進行している。さらに、モンサントは、育苗産業に参入を開始する。こうして、多国籍化学企業は、農薬と種子を同時に取り扱うことで、ター

さらに、こうした害虫耐性品種や除草剤耐性品種の普及によって、自然淘汰プロセスを通じて、それらに対して耐性力をもつスーパー害虫やスーパー雑草などが自然界で生み出される危険性さえある。いわゆる生物汚染危機＝バイオハザード問題である。

米国では、トウモロコシ生産における GMO のシェアは 2000 年でみて 25%、大豆で 50% 強の水準である(シバ 1999)。しかし、自然科学の調査と研究によれば、スーパー害虫やスーパー雑草が創出される恐れがあることが指摘されているのである。

最後に、この文脈において、インドの環境保護政策について一瞥するのが適当であろう。インドの環境法にとって画期となったのは、1972 年ストックホルムの国連人間環境会議の開催であった。この後、1976 年に憲法が改正され環境保護政策の基本原則が明文化され、1974 年には水質汚濁防止法(The Water (Prevention and Control of Pollution) Act, 1974)、1977 年に水質汚濁防止税法(The Water (Prevention and Control of Pollution) Cess Act, 1977)、1981 年に大気汚染防止法(The Air (Prevention and Control of Pollution) Act, 1981)、1986 年に環境保護法(The Environment (Prevention) Act, 1986)が制定された。中央政府における環境行政は、1980 年に創設された環境森林省(The Ministry of Environment and Forests)によって担われている。

環境保護法は、中央政府に環境保護規制の権限を集中したことがその特徴である。環境基準の策定、環境汚染物質の排出基準の制定、特定地域内での産業の立地・操業の禁止ないし制限、環境汚染の事故防止を目的とする手続きとセーフガード、事故が発生した場合の回復措置の策定などが、中央政府の権限であることが明記された(日本環境会議編 2000: 200)。換言すれば、環境アセスメントと環境法の規制体系の一本化を図るために、1986 年に環境保護法が制定されたとみなすことができる(野村・遠藤 1996)<sup>12</sup>。

また、環境保護法が施行された背景として忘れてはならないのが、1984 年 12 月にマディヤ・プラデーシュ州の州都ボパールで発生したユニオン・カーバイド社の毒ガス流出事件「ボパール事件」であった。この事故によって、2500 人の死者と 50 万人にもものぼる多数の住民が犠牲になったのである<sup>13</sup>。

インドの GMO に対する新政策が、第 2 の「ボパール事件」を引き起こさないという保証はどこにも存在しない<sup>14</sup>。

#### (4)インド特許法の改正と医薬品政策<sup>15</sup>

---

ミネーター技術を始めとするバイオテクノロジー分野における技術的優位性を存分に発揮できると考えられる(久野 1998)。

<sup>12</sup> インドの環境行政の概観については、つぎが簡潔で理解しやすい。「インド：人口圧力が商業化を後押し」『ジェットロセンサー』9。

<sup>13</sup> ボパール事件について詳しくは、(日本環境会議編 2000: 207-209)を参照されたい。

<sup>14</sup> バイオテクノロジーの開発を推進する立場からの議論としては、たとえば、Goldberg. and Enriquez (2000)と Oliver(2000)がわかりやすい。

<sup>15</sup> 本稿を作成するにあたって参考にした邦語文献は、つぎのとおりである。田村(2001: 191-193)、公正貿易センター(1997)、山名(1999)、加藤(2001)。また、これに関連する研究と

WTO 発足後にインドが提訴された紛争案件は、第4表によれば全部で13あり、うち TRIPS に関連するものが2件存在している。TRIPS 違反で1997年に米国とEUによってインドが提訴されたのが、医薬品と農業用化学品の特許保護をめぐる紛争案件であった。すでに、1998年にパネルによる裁定が終了し、米国とEUの主張が認められている。この紛争について、以下で解説することにしよう。

[第4表]

インドはWTOが正式にスタートする直前の1994年12月に、1970年特許法を改正し、TRIPSの協定内容を実施するために、「1994年特許(改正)大統領令」(Patent (Amendment) Ordinance 1994)を暫定的に立法化した<sup>16</sup>。これは議会で90日以内に承認されなければ失効するものであった。しかし、議会は、1995年5月24日にこの法案を否決してしまったのである。

インドの1970年特許法は、医薬品や農業用化学品について物質特許を認めていない。これは、TRIPS27条に違反しているが、インドはその義務を遵守するうえで経過期間が与えられているため、それ自体に問題はない。しかし、TRIPS27条を遵守していない国は、TRIPS70条の規定にもとづき、(1)経過期間中においても物質特許の出願を受理し(メールボックスの設置)、(2)出願された特許に対して「排他的販売権」を与えなくてはならないのである。米国とEUは、インドがこうした措置を採用していないことについて、WTOに提訴したのである<sup>17</sup>。

インドは、(1)メールボックスは行政手続で担保している、(2)排他的販売権付与のために全ての要件を満たした申請がない現時点では、当該制度を設ける義務を負っていないなどの反論を行った(公正貿易センター 1998: 73)。

しかし最終的に、パネルは、インドは医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また経過期間中の途上国の義務である70条8「医薬品等の特許出願を受け付けて、出願日及び優先日を確定する出願受理制度の設立」及び70条9「医薬品等の特許出願の対象となる医薬品等の一定の条件の下で排他的販売権を付与する制度の設立」の義務を履行していないと判断した。さらに、インドはパネルの採択に対して上訴したが、上級委員にお

---

しては、Lanjouw (1997), Fink (2001), Ramanna(2002), Satpathy (2001)などがある。

<sup>16</sup> この法令の主な特徴は、(1)医薬品における物質特許を認めていること、(2)排他的販売権を認めることで経過期間中における知的所有権保護を明確化したこと、(3)強制実施権設定要件の幅を狭めたこと、(4)インド国内の発明の国外出願に関する制限の緩和、からなる(山名 1999a: 1439)。

<sup>17</sup> 米国通商代表部(USTR)は、インドが医薬品、農業用化学品に対する特許保護を怠っているとしてスーパー301条にもとづく調査を行っていた。1996年時点において、法律・政策・実務の全領域において、インドはTRIPSに違反しており、スーパー301条により報復措置を取る可能性があるとして、米国政府は警告した。米国はインドに対して、二国間協議を求め、インドに対して何度も問題点を提起したが、十分な対応を得られなかったため、1997年11月7日にWTO紛争解決機関(DSB)にパネルの設置を要求するに至ったのである(公正貿易センター 1997)。

いてもパネルの決定を支持した。インドは敗北したのである(公正貿易センター 1998: 71)。

インドは、1856年に特許法を制定している。独立後の特許法改正を議論してきた Tek Chand 委員会(1948年)と Ayyangar 委員会(1957年)は、国内で取得された特許の多くが外国籍の私人であり、また取得された特許がインドでは製造コストが割高になるため実施されず、製品が輸入されていることを指摘した。委員会は、こうした特許が国内市場の独占のための手段になってしまい、発明の奨励には貢献していないことを結論した。また、1930年代に伝染病が流行した際に、治療薬の特許権者がライセンスを認めず、国内生産が出来ずに多数の犠牲者が出たことも重要であった。こうした事態に対応して制定されたのが、1970年特許法なのであった(加藤 2000: 52)。

実際、Tek Chand 委員会は、「インドの特許制度は、国民の多数の利益を確保しつつ、国内産業の振興に貢献すべく、インド人による発明を刺激し、新発明の開発と利用を促進する、という主要な目的を達成するのに失敗した」と論じている。また、Ayyangar 委員会は、外国人の特許権保有者が「特許を与えたわが国の利益や世界の他地域でのライバル製造企業の競争から輸出市場を守るだけで、それをわが国で製造することに關心を持っていない」と指摘している。さらに、インドで特許が保護されているために多くのケースにおいて、本来よりも高価格で財を購入せざるを得なくなっていることを問題視した。Ayyangar 委員会は、インド国内の特許のうち、80-90%が外国人によって取得されており、外国人は市場独占によって利益を上げていると判断を下し、最終的に、インドの特許制度は財をより安価にするようなものに改正すべきであると政府に勧告したのである(Ramanna 2002: 2065-2066)。

以上のような歴史的経緯をもつ1970年特許法とTRIPSを比較してみるとつぎのようになる。

第5表 インドの1970年特許法とTRIPSの比較

インドの1970年特許法	TRIPS
食料、医薬品、化学品については物質特許ではなく、製法特許のみが付与される	技術のほとんど全ての分野において、製法及び物質特許が付与される
特許期間は14年；化学品と医薬品については7年	特許期間は20年
強制実施権と特許ライセンス	限定された強制実施権と特許ライセンスの否定
特許から除外される分野 (農法、医療行為や人間の取扱いに関する全プロセス、病気の治療や製品価値を高めるための動植物の取扱い)	ほとんど全ての分野において特許が付与される。植物品種は特許から除外されているが、農業分野やバイオテクノロジーなどの分野の保護については混乱が見られる
政府は、不足を防止する目的で、特許が付与された発明を利用することが認められている	政府が、特許が付与された発明を利用することには極めて制限的である

資料) Ramanna(2002: 2066).

また、1970年特許法と医薬品価格政策については、つぎのLanjouw(1997)の議論が参考になる。

1970年に特許法が施行される前後の時期、国内の医薬品産業のシェアは、医薬品市場のわずか25%を占めるにすぎなかった。小売販売額の上位10社中、インド国内の企業はわずか2社しか存在しなかった。残り8社は、多国籍企業の子会社であった。インドの医薬品需要の多くは、輸入によって満たされていたのである。

1970年特許法(施行は1972年)を契機として、インドは医薬品を自給化する一連の政策を実施する。この法律は、インドにおける知的所有権保護を弱めるものである。とりわけ、医薬品開発において、そうであった。食料と農業用化学品だけではなく、医薬品のイノベーションについては、物質特許を付与しないようにした。これによって、他国で特許が付与されたイノベーションをインドで自由にコピーでき、販売することができるようになった。特許期間を、医薬品の製法特許については5年~7年に短縮し、自動的ライセンス(automatic licensing)制度にした。結果として年間の特許付与件数が1970-71年の3923件から1980-81年の1019件まで激減することになった。1019件の内訳は、インド人が349件で、外国人が670件となっている。すべての投資家が弱められた特許制度によって影響を受けたが、とくに外国人にとってはインドで特許をとることが価値がないことが明白である。

最終製品に対する輸入数量制限・高関税化・外国資本の出資規制などに加えて、こうした特許政策の変更が、医薬品の国内生産を刺激することにつながった。さらに、1970年医薬品価格規制(1970 Drug Price Control Order)が導入されたことで、厳格な価格規制が行われることになった。このことで、外国企業にとって、インド国内市場が魅力的なものではなくなったが、こうした低価格規制でも、インド国内企業の国内市場への伸張に貢献した。

上記のような規制環境に支えられ、1991年までにインド企業はバルク(bulk)医薬品の70%、配合製品(formulations)の80%のシェアを占めるようになった。1996年の売上げ額の上位10社中、6社がインド企業である。国内企業は、インドで需要されている500種のバルク医薬品のうち約350種を製造している。1995年でみて、医薬品部門での雇用総数は、約50万人と推計されている。

また、国内企業による医薬品製造が増大したというだけではない。1970年代以降、医薬品価格が低廉化した結果もあって、疫病の罹患者数が減少傾向にある(第3図)。すなわち、国民の健康状態の改善にとっても、1970年特許法と医薬品価格政策が重要であったということだ。

#### [第3図]

しかし、すでに見たように、インドはWTOの紛争処理機関において敗北したのである。1999年にインドは、TRIPSを遵守するために、1970年特許法を改正する改正法案を国会に提出し、2001年に法案が通過するに至った。

(5)その他の事件

(a)2001年9月11日に、米国ニューヨークのワールドトレードセンター・ビルに、ハイジャックされた旅客機が2機連続して突っ込むというテロが発生した。一連の同時多発テロで、新聞社、テレビ局や国会議員宛てに炭疽菌が同封された郵便物が送られるという事件が連日発生し、米国社会を不安に陥れた。この炭疽菌騒動の渦中において、インドの製薬業界は大きなビジネスチャンス到来とみて、活気づいたと報道された(中山 2002\*; Joseph 2001)。

米国の上院議員が、ドイツの製薬会社バイエルが販売している抗生物質シプロの安価なコピー薬をインドから緊急輸入すべきであると主張したからである。インドの78の製薬会社は、シプロのコピー薬を毎年2億5000万錠以上生産しており、その値段はバイエルの半値以下である。この場合、米国が、TRIPSにおける強制実施権を発動することになる。

しかし、結局、米国との交渉の末、バイエルが増産と価格引下げに応じることになり、問題はひとまず決着をみることになり、インド製薬業界にとっては絶好の機会を失うことになったわけである。

エイズ治療薬問題については冷淡な態度をとり、プロパテント政策を強化してきた米国で、こうした動きがでてきたことは皮肉なことである。

(b)米国で1995年に取得されたターメリックに関する特許に対して、インドの化学産業研究審議会(Council of Scientific and Industrial Research: CSIR)がその新規性について争っていた。CSIRは、ターメリックが過去数千年間にわたって、傷や発疹の治療薬としてインドで利用されてきたことを12世紀のサンスクリット文献と1953年発行の専門誌を提出し、先行技術の存在と公知の知識の存在を根拠に当該発明は特許要件を満たすものではないと申し立てた。これに対して、米国特許庁は、1997年にこのインドの主張を認め、特許取り消しの判断を下した(山名 2001a: 169-170)。

(c)インドに自生する樹木であるニームは、生物農薬や薬として利用されてきた。また、薬用・抗菌作用による歯の衛生効果のため、ニームの歯ブラシもよく利用されてきた。

1985年以降、安定的なニーム・ベースの溶液と懸濁液の調合法に関する特許が米国と日本の会社によって獲得された。ニーム・ベースの歯磨き粉の調合法も特許化されるにいたった。ニームに関する特許を取得した米国のグレース社は、インドのニーム製品生産者にその技術の買上げを迫ったのである。

しかしながら、インドでは、すでに「インディアーラ」のようなニーム・ベースの農薬も存在していたし、ニームの歯磨き粉はカルカタ・ケミカル社から何十年も前から販売されてきたのである。また、「インド中央害虫農薬会議」はニーム製品を1968年の害虫農薬規約のもとに登録することをしなかった。なぜなら、ニームは共有知識となっていてそ

の利用方法は歴史적으로よく知られてきたからに他ならなかったからであった(シバ 1997: 139-142)。

(d)米国ライステック社の「バスマティ米」特許事件

1997年に米国の種子会社ライステック(RiceTec)社が、インドとパキスタンの在来種の改良から開発した3系統の品種を、「バスマティ米」とする特許を米国特許庁から取得した(農林水産省 1998)。バスマティ米とは、インドとパキスタンで伝統的に栽培されてきた、香りのよい特定の米品種のことであり、その名称「バスマティ」はウッタルプラデーシュ州の地域を一般的に指すものである。実際に、インドは、年間65万トンのバスマティ米を生産し、50万トンを超えて海外に輸出している。貴重な外貨獲得の手段となっている。

この特許では、インドから世界に向けたバスマティ米輸出が特許侵害として問題になることを恐れたインド政府は、20項目にわたるクレーム(特許請求の範囲)のうち3項目に対して、米国に異議を申し立てた。

2001年に米国特許庁は、5項目を除く残り全ての特許請求を取り下げることによって、問題に決着をつけた。インドは、この裁定をもってバスマティ米紛争に勝利したと宣言した。

しかし、米国特許庁の裁定文書は、ライステック社の新品種を「バスマティ米と同程度かそれより優れている」として、同社が商標としてバスマティ米ブランドで販売活動を行うことを妨げるものではなかった。

(e)バイオ技術に対する特許付与については、1980年米国のDiamond v. Chakravarty 最高裁判決が画期となっている。これは、遺伝子操作によって作られた細菌が特許対象になった。その後、1985年米国のHibberd 判決以後、植物品種自体も特許対象になった。この判決では、分子遺伝学者とその共同発明者に、組織培養、種子、組織培養から選択されたトウモロコシの系統の植物全体に特許が与えられた。

TRIPS27条では、すべての技術分野において新規性、進歩性(非自明性)、産業上利用可能性(有用性)を満たすものは特許の保護対象になる。もちろん、これに対しても例外規定が存在している。27条2項における公序良俗にもとづく禁止、27条3項(a)の人間の診断方法、治療方法、外科的な手術方法の除外、27条3項(b)の微生物以外の動植物は特許対象から除外することが可能であり、植物品種については特許でなければ効果的な特別の保護(*sui generis System*)でも良いとする規定、などである。とりわけ、27条3項(b)は、バイオテクノロジー条項と通称され、EUなどでも論争的になっている。

特別の(*sui generis*)の保護システムとしては、植物品種の保護に関する1961年発効のUPOV(Union pour la Protection des Obtentions Vegetales)条約が、それに相当すると一般に考えられている<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> ちなみに、動物品種保護ではストラットブルグ条約が存在している。



また、「孤立した集団に属する人たちは、特殊な身体組織をもっている可能性があるので、欧米の遺伝子学者やバイオテクノロジー会社、ヒトゲノム多様性プロジェクトの研究者たちは、世界中の原住民グループからの血液や毛髪のサンプルを集めている。彼らの目的は遺伝的に高率であられる条件をもつ家系を特定して病気の遺伝子を見つけ、遺伝子検査や治療用商品を開発することである」(ネルキン=アンドリュース 2002)とされており、実際に、インド先住民族の遺伝子情報が極秘裏で収集されている可能性すら否定できない<sup>19</sup>。

また、「臍帯からの血液は成熟した赤血球や白血球、血小板をつくりだす幹細胞をたくさん含んでいる。移植への利用はいくつかの利点があげられる」(ネルキン=アンドリュース 2002)と言われているが、インドはこの分野の研究では世界的に有名なのである。しかし、妊婦から事前に同意をとって、臍帯を採取しているのかについては、いかなるチェック機構が存在しないことが問題視されている(Seethi 2001)。バイオテクノロジーの発展がもたらす生命倫理の新しい課題が現在、インドにおいても問われようとしている(EPW Editorial 2001a; Kulkarni 2002; Scoones 2002)。

2001年11月のドーハ閣僚会議では、途上国の開発への配慮をしながら、TRIPS27条(3)bの実施についてのレビューを継続することに落ち着くことになった。

(f)1999年にインドのオリッサ州で、大型のサイクロンによる災害により数百万もの住民が被害を被った(デプライ 2000)。米国は、サイクロンの被害者支援のため援助した750万ドルのうち、半分以上を食料の形態で支援を行った。USAIDは、トウモロコシ・大豆混合の植物油、小麦粉415万ドル分を1500万人の被災者に送ったと発表した。

しかし、シバンダナ・シバによれば、これらの食料が遺伝子組換え農産物である可能性があることを指摘した。シバは、米国の研究所にサンプルを送り、遺伝子組み換え農産物が混ざっていることの証拠を得た。「このテストは、米国がオリッサの被災者を、先進国、特に欧州で拒絶された遺伝子組み換え食品のモルモットとして利用した証拠になる」と主張している。また、別の専門家も、1995年にインド政府によって導入された無料給食制度は米国のバイオ産業の救済計画を利用したものであるが、その給食には遺伝子組み換え大豆が利用されていることを指摘しているのである。

---

<sup>19</sup> 自然界に存在する遺伝子を発見したのであって発明したわけではないという理由から、遺伝子に対する特許は長い間論議の対象になってきた。しかし、1990年代になって、日米欧で天然物であったとしても特定の条件が満たされれば発明とみなされ、特許の対象になった(隅蔵 2002)。特定の条件とは、新たな遺伝子を発見してその機能を解明し、進歩性や有用性を示すことであるが、それができれば物質としての特許が付与されることになっているのである(隈蔵 2001)。遺伝子特許をめぐる諸問題については、山名(2001)を参照されたい。

#### [4] TRIPS と生物資源の略奪への抵抗運動

前節では、TRIPS をめぐる諸問題や事件などを、インドを事例として紹介してきた。本節では、TRIPS に対する抵抗運動を、生物多様性条約・NGO・インド政府の3つの角度から検討したい。

しかし、その前につぎのことは押さえておく必要がある。すなわち、反グローバル主義者だけではなく、国際経済法の専門家から自由貿易主義者に至るまで、多くの人々が、WTO に TRIPS が組み込まれていることに疑問を呈していることである。

たとえば、国際経済法の専門家である石黒一憲氏は、シンポジウムの席上で率直につぎのような発言を行っている。「...いま、『Trade related aspects of』何とかか何とか、というのがやっている。これは、もうマヤカシに近い。TRIPS 中の規定なんか、何で貿易に関係しているのか。そんなものまで条文に入ってる。...こういうことをやらないための歯止めをいかにして築くかということだと思います」(『貿易と関税』2000: 37)。また、反グローバル主義者のバンダナ・シバも「国内で決定された問題に単に『貿易関連』という言葉が付加するだけで、GATT は、世界貿易機関(WTO)を通して、国際貿易を単に規制するだけではなく、基本的に、国家の政策を決定するのである」(シバ 1997: 216)と論じている。さらに、自由貿易主義者として有名なバグワッティも、「知的所有権保護を WTO に組み込む TRIPS は、本質的には、途上国から先進国への所得を再配分するものである。われわれは、TRIPS が世界全体にとっても良いものであるとさえ主張することができない。たとえば、ほとんど全ての経済学者は、TRIPS のなかに規定されている20年という特許保護期間は、ほとんど確実に、途上国にとって非効率で搾取的であることに合意するであろう。しかし、それが WTO に組み込まれたのは、単純に、米国のスーパー301条の報復が体現するような先進国の権力によって支えられていたためであり、またときに途上国にとっても良いことがある外交領域における激しい攻防戦 - これは経済の論理とは対照的であるが - のためである」と指摘しているのである(Bhagwati 1999)<sup>20</sup>。

##### (1) 生物多様性条約とバイオセーフティ議定書<sup>21</sup>

生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)は、地球規模での包括的な種と生態系を保全するために、1992年に国連環境開発会議において採択され、1993年に発効した国際条約である。2000年現在、締約国は179カ国にのぼっている。CBDの主要な目的は、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続的な利用、(3)遺伝資源の利用から生じる利益の構成かつ衡平な配分の実現、からなっている。

<sup>20</sup> このほかにの国際経済学者たちも、WTO のなかに TRIPS が組み込まれていることに対して、疑問を提起している。たとえば、Panagariya (1999), Srinivasan (2000), Subramanian (1999)などを参照されたい。

<sup>21</sup> 生物多様性条約とバイオセーフティ議定書の解説にあたっては、高村(2000)を参照した。

CBD3条は、国家は自己の領土の遺伝資源を開発しアクセス規制する主権をもつことが規定されており、また、8条(j)では、「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」が加盟国に対して要請されている。さらに15条ではバイオ解析の結果を特許で保護する場合に利益の配分をすることが規定されている。すなわち、「遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分」が求められているのである。また、16条では、遺伝資源の保全と利用の関わる技術移転が国際間でなされることが奨励されている。

さらに、CBD19条3項「バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分」のもと、遺伝子組換え生物(GMO)の国際的取引に伴うリスクを管理するために2000年1月29日にモンテリオールで締結されたのが、バイオセーフティ議定書である。議定書は、「予防原則」に立脚している。予防原則(precautionary principle)とは、リスクに関する科学的証明が不確実であることを理由に、予防策や規制策を控えるべきではないとする考え方である。

議定書作成にあたって、GMO輸出国である米国を中心とする諸国が、途上国グループとEUが主張しているリスク管理における「予防原則」の採用に反対がなされた。

バイオセーフティ議定書の概要はつぎのとおりである。(1)生態系に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組換え生物一般は事前同意手続きの対象とする。(2)直接環境に放出することを目的としない食品、飼料、加工用の遺伝子組換え農産物は事前同意手続きの対象としない。ただし、簡易的な事前通告手続きは必要である。(3)閉鎖状態で利用される場合および直接環境に放出されずに通過するだけの場合は事前同意手続きの対象としない。ただし、遺伝子組換え生物であることを明示する文書の添付は必要である。

50カ国以上の批准によって発効するが、現在のところ未発効状態となっている<sup>22</sup>。

さて、TRIPSでは、生物多様性条約との関係はどのように扱われているのだろうか。ドーハ閣僚会議では、医薬品アクセス問題やCBDとTRIPSとの関係、伝統知識やフォークロアの保護などについて議論を行うことが合意された。医薬品のアクセス問題についてはすでに本稿で触れたが(第2節第1項参照)、その他については以下のような内容を持つ閣僚宣言がなされた(公正貿易センター 2002: 8-9)。

地理的表示については、(1)ワインおよび蒸留酒の地理的表示の多国間の通報・登録制度の設立について、ラウンドの枠内で交渉する、(2)ワイン・蒸留酒以外の産品への地理的表示の追加的保護の拡大について検討する。

各種項目の検討の開始については、TRIPSと生物多様性条約との関係、伝統知識・フォ

---

<sup>22</sup> プロパテント政策を採用している米国は、バイオセーフティ議定書はもちろんのこと、生物多様性条約にもまだ調印していない。

ークロアの保護などについて検討する他、その他の関連する新たな展開について検討する。

非違反申立についての適用の自制については、TRIPS 協定における非違反申立の規定の具体的な範囲・態様について次回閣僚会議までに検討し、報告を行うとともに、その間、加盟国はかかる申立を自制する。

途上国に対する技術移転促進奨励については、後発途上国への技術移転の促進・奨励措置を機能的にするために、TRIPS 理事会でメカニズムについて取り上げるとともに、先進国における取り組みにつき 2002 年末までに報告の提出を求める。

また、近年になって、WTO や WIPO の会議などで、伝統的知識や遺伝資源の出所表示を義務化すべきであるとの意見が途上国から出されるようになった。この点については、コロンビア提案が注目される。1999 年に WIPO 会議の場でコロンビアが、遺伝資源の出所情報を特許の明細書に記載することを義務づける規定の特許法条約に盛り込むことを提案した。このコロンビア提案は、ラ米諸国を中心として支持が集まった。また、途上国グループは、既得生息域外遺伝資源(ex-situ)の収集サンプルのうち、FAO の食料農業遺伝資源委員会の対象とならないものについても、CBD を適用すべきであると主張している(公正貿易センター 2002)。

以上のように、生物多様性条約は、途上国が TRIPS に対抗するための根拠を与えているわけである。

## (2)反グローバリズムの台頭

ここではまず、ヴァンダナ・シバによる「ナヴァダーニャ」(Navdanya)運動を紹介することにしよう。ナヴァダーニャとは、ヒンディー語で生物多様性を象徴することばであるが、それは、「緑の革命」や近年の農業バイオテクノロジーの普及で消滅の危険にある伝統的な種子や農法を保護・育成するための NGO 運動である。

TRIPS は、種子を保管して、改良を加え、農民間で交換してきたこれまでの取引を違法なものにしてしまう。公的機関が販売する種子は、全体の取引の 40%未満であり、インドの農民相互間の種子販売は重要な比重を占める。TRIPS は、種子を製造販売する多国籍企業を優遇し、種子を自由に販売することができなくなった農民は種子購入にあたって多国籍企業に依存する度合いが大きくなってしまふ。こうして、シバは、生物多様性保護のため、1987 年に「化学・技術・エコロジー研究財団」(The Research Foundation for Science, Technology and Ecology: RFSTE)を設立し、ナヴァダーニャ運動を開始したのである。

また、1992 年のガンディーの誕生日から、インドで「種子サッチャグラハ」が結成された。これは、TRIPS による種子と生物多様性への農民の権利の侵害に抵抗するためのものである。

さて、米国は、途上国における知的所有権の不適切な保護のために、農業用化学品で年間 2 億 200 万ドル、医薬品で 25 億ドルの損失をうけており、全世界では 238 億ドルにもそ

の損失が発生していると主張している。しかし、NGOの推計によれば、途上国の農民や原住民の貢献を考慮した場合、その損失は逆転し、米国が途上国に対して27億ドルもの損害を与えているのである(シバ 1997: 115)。途上国の農民や地域社会が何世代にもわたり保護・育成してきた生物資源のわずか2%の特許料が課されたとしても、先進国は途上国に対して種子で3億ドル以上、薬草で50億ドル以上の未払い特許料を負っている。途上国の伝統知識を利用して得られた薬用植物の世界全体の市場価値は、現在、430億ドル存在するとも推定されている(シバ 1997: 152)。

すなわち、RFSTEは、多国籍企業によるバイオパイラシーがTRIPSによって正当化されてしまう危険性を訴えているのである。そのホームページでは、多国籍企業によるバイオパイラシーに関する極めて詳細な情報が掲載されている。また、極めて悪質なバイオパイラシーを行っている多国籍企業に対しては、公開書簡を送付し、実際に特許無効の運動を先進国のNGOと共同しながら世界的な規模で展開しているのである。

上記のシバによるRFSTEに加えて、インド政府がWTO公式文書のなかで紹介しているNGO活動は以下のようなものがある(Government of India 2000)。

カルナカタ州における国民生物多様性登録(Peoples' Biodiversity Registers: PBRs)がNGOの指導のもとで発足した。州計画局(State Planning Board)の専門家が、1996年にカルナカタ生物多様性保全条例(Karnataka Biodiversity Conservation Order)を提言した。この条例は、州と州のサブレベルで、多数の関係者がメンバーを構成している生物多様性局(biodiversity board)を構想するものである。また、PBRsを生物多様性局の管轄範囲の一部として構想する。NGOの組織だった包括的な試みの一つが、生物多様性登録の実施と完成に貢献したのである。

Madhav Gadgil博士によって、主導されているバンガール・インド科学研究所の環境科学センターの努力は、この分野においてはパイオニアなものである。1998年半ばまでに、インド科学研究所と他の人々の協力のもと、10州で75箇所の植物多様性登録所(Plant Biodiversity Registers)が設立されている。

遺伝子キャンペーン(Gene Campaign)は、3部族における生物多様性と知識に関する文書化を試みている。ビハール州南部(Chatanagpu 地方)のMunnars部族、MP州のBhils部族、Terai地方のTharus部族の3部族である。そこで、薬用植物や知識が、教育のある部族の若者の協力で文書化が試みられている。村の老人、医療行為を行う村民、伝統的な祈祷師が、こうした情報の収集と理解のうえで助言を与えている。

アーマダバードに拠点を持つSRISTI(Society for Research and Initiatives for Sustainable Technologies and Institutions)は、村落レベルで個人によって開発されたイノベーションの文書化を試みている。その運動は、蜜蜂ネットワーク(HoneyBee Network)と呼称されているが、生物多様性それ自体の要素ではなく、その要素を取り囲む利用、とくにイノベーションを文書化するものである。このネットワークは、1980年代後半から拡大してきた。この文書

化とそれに伴う利益の積立金を通じて、それは生物多様性と地域の知識ベースを保全するためのプラットフォームを提供することを目的とする。

UP州の Tehri-Garhwal では、Kalpavriksh と Beej Bachao Aandolan(種子を救えキャンペーン)の運動が存在している。Kalpavriksh は、UP州の Tehri Garhwal 県の Jardhar の村民と共同して、コミュニティによって利用されてきた様々な生物資源や保全方法などを文書化する事業を 1995 年に開始した。Beej Bachao Aandolan(種子を救えキャンペーン)は、長年にわたって、土着の作物多様性を再活用し普及してきた地元農民のネットワークであるが、そのメンバーは、積極的に Kalpavriksh のメンバーと協力している。Kalpavriksh と村民の間の相互の合意によって、登録証書のコピーが村内に保管され、もう一つのコピーを Kalpavriksh が保管することになっている。また、登録における全情報が村民の同意があって始めて、利用や配布することができることが取り決められている。

カルナカタの経験を踏まえて、環境科学センターによって組織されたワークショップでさらに、生物多様性登録計画(Biodiversity Register Programme)が開始された。これは、生物多様性の全要素、さらに、個人・世帯・エスニックおよび複合エスニック集団の知識も取り込むためのものである。このラインにそって、西ガーツ地域に沿う 4 州の 10 箇所で、西ガーツ生物多様性ネットワーク(Western Ghats Biodiversity Network)の一環として PBR の活動が開始された。この試みは、より大規模な計画である、生物多様性保全優先計画(Biodiversity Conservation Prioritization Programme: BCPP)と共同して展開された。多くの他の組織も、これ以降、この運動を取り上げるようになり、現在では、カルナタカ州、AP 州、インドのその他の地域で、それぞれ 5 村落が PBRs の発展のために運動に参加している。

注意しなければならないのは、政府によって WTO 公式文書で取り上げられる NGO ばかりではないことだ。TRIPS に対する抵抗運動は、ときに、暴力と破壊をもたらす暴動という形態をとる。

1992 年 12 月にバンガロールで発生した Cargill Seeds 社に対する品種特許抗議暴動は、カルナカタ州議員によって扇動されたものであった。これは、インド育苗業界への多国籍企業の参入と TRIPS の破棄を求めて、同社を襲撃し、1000 人もの農民が事務所を破壊し、書類や育苗を廃棄・略奪した(山名 1999a: 1457)。

実際、つぎのような経緯があることを指摘しておこう。カーギルは、1992 年に、インドの種子市場に参入して最初に発売したヒマワリ種子が完全に失敗に終わった。1 エーカー当たり 1500 キログラムの収穫を約束していたにもかかわらず、実際には 1 エーカー当たりわずか 500 キログラムしか得られなかったからである。また、同社のハイブリッド・サトウモロコシは、農家の収入低下をもたらすものであった。調査によれば、ハイブリッド種子では 1 エーカーで 370 ルピーしか収入が得られないのに対して、地元の種子では 2900 ルピーもの収入が得られている(シバ 1997: 175-176)。

カーギルに対する暴動を主導した人物は、現在でもこうした多国籍企業に対する抵抗運

動を組織しているのである<sup>23</sup>。

### (3)インド政府の対応

インドは、ウルグアイ・ラウンドにおいて途上国のリーダーとして、TRIPSを「不正」商品問題を扱う内容に留めておくように努力してきた(高瀬 1993: 158; 加藤 2000: 50)。そして、インドは、ウルグアイ・ラウンドでの TRIPS 草案作成の交渉において以下の 8 つの問題点を指摘してきた(Zutshi 1998)<sup>24</sup>。

特許権の範囲：1991年12月までに明らかになったことであるが、物質特許から食品・化学品・医薬品を除外するというインドの立場は、いかなる支援も受けることができなかった。しかしながら、バイオテクノロジーと遺伝子工学の特許権に関して参加途上国において共通の関心が存在していた。この関心は、先進国における多くの活動家や NGO によっても共有されていた。1993年12月という最後まで、インドは特許権からバイオテクノロジーを除外すべきであると主張し続けた。しかしながら、交渉の土壇場になって、部分的には交渉疲れのため、そして本質的には先進国の確固とした立場のため、インドを含む途上国はバイオテクノロジーと遺伝子工学の特許権から除外することができなかった。植物品種保護の場合、農民の利益に相反すると考えられたため、インドでは国内の政治的な反対の恐れがあった。その後の推移が示しているように、この恐れは現実のものとなった。効果的な特別の(*sui generis*)制度のもとで植物品種に対する保護を行うという選択は、途上国にとって精一杯のものであった。この点においては、EUは極めて有益な役割を果たした。

特許期間：インドはできるだけ特許期間を縮小させたかったが、20年間の特許期間がコンセンサスになることが明らかになってきた。このコンセンサスのため、インドは特許期間を縮小させることができなくなった。

強制実施権：インドは、強制実施権については最大限の柔軟性をもたせることを志向してきた。国内で特許を利用すること(working of patent locally)は、多くの途上国によってサポートされた主張であった。問題は、強制実施権に関するパリ条約の条項をさらに強化すべきかどうかであった。強制実施権は、正式には「権利保有者の許可を受けない他の利用」と呼称されているが、不満は、その利用が認められる条件や理由というよりもむしろ、こうした利用を制限するように働くものであった。最終的に出てきた条件は、疑いなく厳格なものであったが、強制実施権のための理由を WTO 加盟国が決定することになったため、先進国が要求したほどには厳格なものではない。さらに、これらの条件は国家非常事態、

---

<sup>23</sup> カルナタカ農民組合(Karnataka Rajya Ryota Sangh: KRRS)の Nanjundaswamy である。彼らは、カーギルだけではなく、ケンタッキーフライドチキンの襲撃、インドのミスコンテストの妨害などで有名である。くわしくは、Visvanathan and Parmar (2002)を参照されたい。

<sup>24</sup> ウルグアイ・ラウンド交渉でのインド側の代表として活動してきた人物による論文である。

緊急事態あるいは公共のための非商業利用のケースにおいて、強制実施権の利用を特別に認めるものである。

経過時間：インドは、如何なるパイプライン保護も行わなくてもよい最低5年間の経過期間を要求していた。

パイプライン保護<sup>25</sup>：インドは、米国タイプのパイプライン保護に全面的に反対した。米国ではなく、スイス型の保護は、特許は領域を超えること(extraterritoriality)と特許は経過期間中においても遡って有効である(retroactivity)との概念を排除しており、経過期間になされた発明の観点から、経過期間の終了時になってはじめて保護を実施するというのである。唯一必要とされるのは、こうした発明に対して特許申請が記録されるが、経過期間が終了した時点で有効になるという「メールボックス」(mail box)の設定であった。

経過時間とパイプライン特許について、インドは、協定が発効する時点で物質特許が与えられていない技術分野における当該特許保護については、10年間の経過期間を設けることを主張してきた。しかしながら、特定の条件のもとで、医薬品、農業用化学品のケースでは協定が発効する時点から特許申請を受け付けること、経過期間の終了時点であるいはその途中においても、特許申請が受け入れるか、拒絶するかにかかわらず、特定の条件のもとで、市場販売の認可後には5年間の排他的販売権を与えなければならない。

権利消尽(Exhaustion)：多くの他国とりわけ香港と同様に、インドはTRIPSのもとで消尽を取扱うことに反対の立場であった。知的所有権の消尽は、いったん権利保有者が知的所有権を含む財・サービスを市場で販売したならば、権利保有者の知的所有権はその後の財・サービスの転売やその利用については消尽してしまう、との考えにもとづくものである。消尽の問題は、TRIPS協定には含まれず、インドの反対は実現した<sup>26</sup>。

販売認可のための非公開試験とその他データの保護：インドは、販売認可のための非公開試験とその他データの保護には反対であった。交渉が進展するにつれて、この問題をTRIPSに挿入しようとすることに好意的な条文草案ほどには厳格なものではないもので、コンセンサスが形成された。最終的には、この分野での規律の水準では幾分穏やかなものがコンセンサスになった。しかし、こうした保護の拡張について積極的な条文の文言は残ったままになった。

反競争的慣行の規制：この問題は、途上国グループによって提出された条文草案でしか、検討されていなかった。この考えは、国際的協定としてはじめて、TRIPSの条文のなかに明示的に含めるものであった。これは、加盟国の権利として、知的所有権の悪用あるいは競争に対して悪影響があるとみなされる商慣行を国内規制法のなかでカバーし、こうし

---

<sup>25</sup> パイプライン保護とは、まだ市場には出でおらず工場製造ラインのパイプのなかにある製品の知的所有権を保護することを意味する。とくに、TRIPSで議論になっているのは、物質特許を受けられない販売前の医薬品や農業用化学品などの知的所有権保護を意味している(高瀬 1993: 184)。

<sup>26</sup> 1989年7月にインドが提案ペーパーのなかで、商標権の消尽は同一国内・地域内に限る



た商慣行を防止・規制するための適切な措置がとれるとの認識にもとづくものであった。もう一つの側面は、各加盟国が、ある加盟国からの知的所有権保有者が他の加盟国での国内法のもとで規制されることを保証するために、他の加盟国と協議・協調することにコミットすることであった。インドは、こうした動きの最前線にあった。この課題に対する目的は十分に達成された。

インドは、ウルグアイ・ラウンドでの交渉時から、TRIPS が孕む問題点を議論して、途上国の利害が反映されるような条文草案を TRIPS のなかに挿入しようと努力をしていたのが理解できる。しかし、実際には、インドを含む途上国グループの主張はあまり認められることなく、TRIPS が作成されたのである。

さらに、インドの 1999 年 7 月 2 日の WTO への提出文書は、TRIPS に対するインドの立場を端的に要約するものである(Government of India 1999a)。そこで指摘されている TRIPS の問題とインド政府による提言はつぎのとおりである。

途上国にとって、TRIPS は新しいコミットメントであり、新しい義務になる領域である。この協定のもとでの途上国の義務は煩瑣である、ということは正しい。多くのケースで、それらはドラスティックな制度の変化を意味する。この協定のもとで規定されたコミットメントを実行するうえで、問題が発生している。以下の提案は、この観点から把握されるものである。いくつかの提案は、TRIPS を生物多様性条約のような環境に関する多国間条約とより整合性にあるものにしようとする試みである。もうひとつの提案は、TRIPS を知的所有権と途上国における開発の間のバランスがとれるようにすることである。

以下のことに注意すべきである。TRIPS は知的所有権のスタンダードのハーモナイゼーションに関するものであって、知的所有権の最低基準に関するものではない。同様に、TRIPS は GATT や GATS とは異なって、競争関係を規定するものでもない。何れにしても、GATT と TRIPS の比較は、とくに非違反申立の文脈において、正しいものではない。

TRIPS23 条と 24 条の観点では、地理的表示の追加的保護がワインやスピリッツ以外の商品まで拡張しなければならない。

TRIPS は生物多様性条約(CBD)と矛盾すると、広く議論されている。したがって、まずはじめに、CBD15 条と矛盾する特許は認められないという条項を盛り込む必要がある。

したがって、GATT1994 の 23 条 1(b)(c)の条項が TRIPS には適用されないことを明確にするために 64 条のパラグラフ 2 を修正しなければならない。

TRIPS7 条と 8 条が、技術移転が公平で相互に有利な条件でなされるように、改訂されるべきである。

---

ことなく世界的に拡大すべきであると主張している(公正貿易センター 1998: 12)。

さて、TRIPS27条(3)bの植物品種の保護についての効果的な特別の制度(*sui generis system*)について、インド農業省は植物の新品種の保護に関する国際条約であるUPOVにもとづく植物品種保護法案を作成し、生物多様性条約の国内法としては環境森林省が生物多様性法(The Biological Diversity Act)を作成するに至った<sup>27</sup>。

まず、TRIPSで規定されている特別の制度(*sui generis system*)に相当する「植物品種と農民の権利保護法」(The Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights Act)の概要を簡単に紹介することにしよう(<http://agricoop.nic.in/seedssf.htm>)。

植物品種と農民の権利保護(Protection of Plant Varieties and Farmers' Rights: PVP)機関(Authority)が、植物品種の保護に関連する全業務を行うための権限が付与されている。この機関は、議長と15のメンバーから組織され、議長は中央政府によって任命される。常設委員会(Standing Committee)が、この機関に対して、農民の権利を含む全問題について助言を行う。登録長官(Registrar General)は、この機関のメンバーも兼職する事務官(Ex-officio Member Secretary)である。

新品種の登録は、中央政府によって認可される。1996年種子法の第5節(section 5)で認可されているインドで利用可能な品種・農民の品種・共有知識になっている品種・公的機関が保有している品種、を含む現存の品種の登録が行われる。

登録の基準としては、新品種については、新規性(new)・優位性(distinctiveness)・単一性(uniformity)・安定性(stability)である。現存品種については、優位性・単一性・安定性であり、これはPVP機関によって特定化され、基準が緩和されることもある。

植物遺伝資源が新品種の開発のためにどこで採取されたのかという地理的位置に関する情報を、育成者に開示させる。登録事務官(Registrar)によって発行された登録証明書が、権利の範囲を記載している。新品種については、農産物(annual crops)で15年、木やつる性植物(trees and vines)で18年、現存品種については、登録日から15年、種子法で認可されて

---

<sup>27</sup> UPOVは、ヨーロッパ諸国を中心として1961年に調印された植物育成者の権利保護を規定する国際条約である。さらに、品種改良事業などの民営化と農業の商業化の進展のため、育成者権の適用除外としての研究活動における権利の拡大と農民の特権の抑制を図るかたちで、UPOVは1991年に改正された(山名 1999b: 609-610)。1991年UPOVは、農民の特権は締約国の裁量事項になり、「種畜者の権利」と知的所有権IP保護が拡大した。これに対して、1978年UPOVは農民の特権が保護され種畜者については例外規定が設けられていた。これに対して、生物多様性条約で規定されている「農民の権利」「コミュニティの権利」に基づいて作成されたのが生物多様性法案であった(山名 1999b: 617)。また、1983年にFAOが「植物遺伝資源のグローバルシステム」(Global System on Plant Genetic Resource)と呼称される植物遺伝資源保全機構を設立し、植物遺伝資源委員会と国際的申し合わせ(International Understanding)という枠組みをつくった。ただし、「申し合わせ」には法的拘束力はない。「伝統的農民の権利」は、この合意のなかに規定される用語であり、植物生殖質保有者への植物遺伝資源の質的向上への貢献に対する保証と報酬という文脈のなかで位置づけられているのである(公正貿易センター2000: 25)。しかし、米国、英国、日本、フランスなどの先進国は、育種家の権利を冒すものであるとして「申し合わせ」に合意しなかった。

いる場合ではその認可日から15年である。農産物で6年、樹木で9年目に、規定された料金を支払うことで一度だけ保護期間を延長することができる。年間の料金が未納となった場合、登録は無効化になる。

品種の商業的利用の防止が公序良俗あるいは人間・動植物・健康のために、あるいは環境に対する深刻な損害を避けるために必要とされている場合に限って、植物品種は登録から除外され得る。問題となっている品種が、人間・動植物の生命や健康に対して問題がある「遺伝子利用制限技術」(Genetic Use Restriction Technology)や「ターミネーター技術」のような技術を含むものであれば、植物品種の登録は認められない。

研究者の権利については、この法律のもとで登録された如何なる品種の利用も、実験や研究を行うこと、それを他の品種を開発するための素材として利用することは認められている。

新品種を育成し開発した農民に対しては、品種の育成者としての保護が与えられる。現存の品種の一部分としての農民の品種は、登録・保護がなされる。土壌質、野生種などの遺伝資源の保全に従事している農民には、国立遺伝子基金(National Gene Fund)に認定され、報奨が与えられる。この法律で保護対象になっている種子や品種を含む農産物を、貯蔵・利用・播種・再播種・交換・シェア・販売する権利が、農民には与えられている。ただし、保護されているブランド品種の種子を販売する権利は与えられない。品種の改良にあたってのコミュニティの権利は、認められる。この法律にとって無害な違反(innocent infringement)については、農民に対して保護が拡張される。登録された品種が特定の条件のもとで約束された水準の保護を受けられない場合には、農民に対して補償が与えられる。利益のシェアリング、コミュニティその他に対する補償のための支払いや、遺伝資源の保全と持続可能な利用な活動を支援するために、国立遺伝子基金が活用される。

PVP 機関は、保護されている品種の種子が十分な量が適切な価格で利用不可能であるという特定の状況のもとでは、強制実施権を行使することができる。

PVP 機関や登録事務官(Registrar)などからの提訴を検討するために、植物品種保護裁判所(Plant Varieties Protection Appellate Tribunal)が設置される。裁判所は、議長と司法・技術メンバーから構成される。

植物育成者の権利の侵害に対しては罰則が与えられる。

インド政府に、公益の観点から PVP 機関に対して指令を出す権限が与えられている。

1998年には、同法案は国会に提出された。この法案はUPOVの準拠しているため、農民の権利よりも育成者の権利が強化されていると評価されている(山名 1999b: 617)。そして、国会での委員会で修正が加えられた後、法案は2001年になって両院を通過した<sup>28</sup>。

つぎに生物多様性法を紹介することにしよう。その法案の特徴は以下のようなものであ

---

<sup>28</sup> また、これと連動して国家種子政策(National Seeds Policy, 2002)が2002年に公表された(<http://agricoop.nic.in/seedpolicy.htm>)。

る(<http://envfor.delhi.nic.in/news/octdec00/bdb2000.html>)<sup>29</sup> .

生物多様性法案の主要な目的は、インドの豊富な生物多様性とそれに付随する知識を、そこから生じる利益をシェアしない外国人や外国組織による利用から防止することである。法案は、チェンナイに国立生物多様性機関(National Biodiversity Authority: NBA)、地方に州立生物多様性機関(State Biodiversity Boards: SBBs)と生物多様性管理委員会(Biodiversity Management Committees: BMCs)を設立する。NBA と SBBs は、それらの管轄権のなかで、物資源とその関連知識の利用に関する決定において BMCs と協議することが求められる。

全ての外国人と外国組織は、いかなる利用であっても生物資源や関連知識を収集するためには NBA の事前認可を必要とする。インド人やインド人団体は、いかなる生物資源に関する研究の結果も、外国人や外国組織に報告するにあたって、NBA の事前の許可が必要とされる。共同研究プロジェクトやこうしたプロジェクトでの知識や資源の交換は、それらが中央政府の政策ガイドラインに沿っており、認可を得ているのであれば、例外扱いされる。

インド産業は、商業的利用のために生物資源を採取するにあたっては、SBB 当局に事前に報告することが義務付けられる。また、SBB は、それが資源保護・持続可能な利用・利益のシェアリングなどの目的を侵害していることが発覚した場合には、その行為を禁止することができる。NBA は、認可を与える一方で、公平な利益のシェアリングを確保するための各種の条件を課す。インドから採取された生物資源に関する研究や情報に基づく発明に対して、インド内外における如何なる形態の知的所有権に対する申請を行う前には、NBA の事前認可が必要とされる。

条文では、伝統知識を保護する枠組みを設定することが可能である。NBA による認可の結果として、金銭的報酬・利用料金・ロイヤルティなどが国立生物多様性基金(National Biodiversity Fund)に積み立てられる。この基金は、資源がアクセスされた地域での保全と開発のために利用される。BD 法案はまた、州政府が地方自治体と協議しながら、生物多様性の観点から重要である国立伝統的遺産地域(National Heritage Sites)を公示することを規定している。商業活動に悪影響がないように、法案の目的に照らして通常利用されている商品を例外とする条文も盛り込まれている。

さて、上記 2 つの法律が策定されているわけであるが、インドはこうした法案を策定するにあたって如何なる姿勢で臨んでいるのであろうか。インドは WTO 公式文書でそうした点を明確に論じている(Government of India 2000)。インド政府の TRIPS への対応に関する理解を深めるために、その文書の第 3 節「TRIPS、生物多様性と特許問題」を紹介しよう。

---

<sup>29</sup> また、(山名 2001a: 127-128)も参照されたい。

近年、インドから伝統知識(Traditional Knowledge: TK)が略奪されるという生物資源の略奪(バイオパイラシー)の事例が、いくつか確認できる。まず第1に、それは、傷に対する治療効果がある haldi(ターメリック)に対する特許である。現在、他国で karela (ニガウリ(bitter gourd)), brinjal(インド・ナス)などの低血糖の(hypoglycaemic)性質について特許が取得されている。この文脈での重要な批判的論点は、インドの生物資源をベースに外国人が特許を取得していることにある。また、TRIPS が生物や知識で表現される生物多様性を私有化することによって、こうした生物多様性を搾取するのを手助けしている、とする見解も存在する。

特許は、国内の特許法によって付与され、それはその領域内においてのみ適用される。TRIPS は、特許を含む知的所有権保護の最低限の基準を与えるものである。他方で、WTO 加盟国は、国内法においてより高水準の保護を与える自由がある。こうして、インドは、TRIPS の条文にそって、微生物やミクロの生物学的・非生物学的プロセスを例外として生物に対する特許を否定する自由がある。同時に、たとえば、仮に米国が植物や他の生物に対して特許を与えることを選択した場合、われわれはそれを拒否することができない。にもかかわらず、こうした特許は米国でのみ効力を発揮し、インドでは無効である。

インドから採取した生物資源をベースにした発明に対して外国の特許庁によって付与された特許が WTO と整合的なのかどうかを検討するために、われわれは、特許性(新規性、非自明性、有用性)の要件が満たされているのかどうかをチェックし、もしこの要件が満たされていない場合にそれに対して異議を申し立てる必要がある。たとえば、傷に治療効果のあるターメリックに対する米国で付与された特許は、こうした検証がなされた後で、無効化された。同様に、殺菌効力に対して付与された特許も、州特許庁で 2000 年 5 月に無効化された。こうした事例は、同様の他の特許に対しても適用可能である。しかし、個々の特許を外国の特許庁で審査してもらい、特許無効にまでさせるにかかる時間、労力、費用は、禁止的な水準に達する。したがって、こうしたバイオパイラシーに対しては国際的に認められた解決が必要とされるのである。

バイオパイラシーの問題は、こうした特許取消し活動や国内の生物多様性の規制だけでは解決することはできない。国際的なレベルで、生物資源にもとづく TK に対する地域住民の権利を認める適切な法的・制度的な手段を提供する必要がある。また、こうした TK を利用した生物資源からの商業的開発から得られた利益をシェアする制度的メカニズムを構築する必要もある。これは、生物多様性条約と TRIPS の相異なるアプローチをハーモナイズすることで可能である。生物多様性条約は、生物資源に対する国家の主権を認定しており、TRIPS は知的所有権を私権(private rights)として取り扱っているのである。この文脈において、インドはつぎのことを提案してきた。すなわち、TRIPS において、特許申請にあたって、その発明で利用された生物資源の出所を開示すること、さらに原産国の事前承認(prior informed consent: PIC)を取ることを義務付けるのである。これがなされれば、このことで国内の制度メカニズムが、TK を利用してきた土着の地域住民への、特許権者による商業的利

用からのシェアリングを可能にさせるであろう。同時に、1999年特許(第2次改正)法案を通じて、1970年特許法に対する改正のなかに、生物資源の出所開示のための条文が盛り込まれている。この法案は、現在、議会で審議中である。バイオパイラシーを防止するためにこれに付け加えて必要なことは、世界における全ての特許庁によって情報開示とPICの慣行が受け入れられることである。

さて、すでに詳述したように、インドは医薬品と農業用化学品の特許保護に関して、米国とEUによってWTOの紛争解決機関(DSB)で訴えられ、敗北したわけである。それでは、2000年に国会を通過したインド特許法の改正内容はいかなるものであるのだろうか。つぎに簡単にその概要を確認したい。1999年特許(第2次改正)法(Patents (Second Amendment) Bill 1999)の概要のとおりである(Government of India 2001a)。

「発明」という用語を国際慣行と調和のとれたものにし、TRIPSと整合的なものとして定義している。

TRIPSによって認められている例外規定を含むために現行特許法の第3節を修正した。一般的に特許として認められない発明を構成する例外規定のリストで自然界に存在するいかなる生物や非生物の発見のような事項も含めるためにも、修正が施された。

TRIPS28条にそって特許保有者の権利を規定した。

TRIPS33条にそって発明の全カテゴリーに対して一律20年の特許保護期間を設定した。強制実施権(compulsory licensing)に関連する条文を規定し、権利のライセンス(license of right)に関連する条文を削除した。

生物多様性と伝統知識の保護に関する措置を導入した。

国家安全保障に関連する条文を改定した。

現在、高等裁判所(High Courts)の前に設けられている訴訟手続きの迅速化のために、特許裁判所(Appellate Board)を設置した。

利用者の便宜を図るための手続きを簡素化し、合理化するためのいくつかの条文を改定した。

以上、われわれは、TRIPSに関連するインドにおける3つの重要な法改正と新規立法を紹介してきた<sup>30</sup>。もう一度重要な点を指摘しておこう。植物品種と農民の権利保護法についてみれば、国立遺伝子基金を創設することで、育成者からコミュニティに利益を配分させる仕組みをつくった点であろう。監督局として、PVP機関が設置されることも注目される<sup>31</sup>。また、生物多様性法では、国立生物多様性機関(NBA)や国立生物多様性基金を設置すること

<sup>30</sup> WTOと農業という包括的な観点から、インドにおけるTRIPSの問題を論じているものとして、Gupta(2001)が参考になる。

<sup>31</sup> 植物品種と農民の権利保護法の問題については、Seshia(2002)を参照されたい。

が規定されている。遺伝資源へのアクセスについては、NBAの事前の認可を得る必要があること、さらには特許を出願するにもNBAの承認を必要とするものである<sup>32</sup>。さらに、1970年特許法の改正においては、生物特許が与えられる一方で、生物資源と地理的出所を記載することを義務とした点が重要である<sup>33</sup>。

また、インド政府は、こうした法律とは別で、伝統知識に関する電子図書館を設置し、ここから、各国の特許審査官に情報提供を行い、個別訴訟における費用を低下させることを計画もしているのである(Government of India 2000)。

TRIPSの理事会においても、インドはバスマティ米の表示が米国で適切に保護されていないと問題提起を行って以来、他の途上国も同様の地理的表示の追加的保護を要求するようになってきていることも注目される(公正貿易センター 2001: 5)。こうした背景があって、インドでは1999年には、商品の地理的表示法(the Geographical Indications of Goods Act 1999)も施行されていることも指摘しておこう<sup>34</sup>。

#### [5] おわりに

開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドで歴史上はじめてGATT=WTO体制に完全に組み込まれた。この文脈において、ラウンドで合意した成果に対する全加盟国による「一括受諾方式」と紛争解決手続きにおける「ネガティブ・コンセンサス方式」が決定的に重要である。これら2つの仕組みのため、協定の拘束力が極めて強力なのである。さらに、本稿が検討対象にしたTRIPSは、全加盟国の知的所有権保護体制を強化・整備し、TRIPSによって規定される国際的基準に統一させるものである。

TRIPSは、プロパテント政策を採用する先進国と技術独占による弊害を懸念する途上国の間で対立と紛争をもたらした。北と南の利害が対立する南北問題である。

しかし、もう一方で注意する必要があるのは、先進国のプロパテント政策に抵抗している途上国政府も、遺伝資源や伝統知識などに新しい戦略的な国家利益を見出していることだ。

すなわち、全世界の遺伝子資源の過半が熱帯地域に集中しているという事実は、遺伝資源豊富国として途上国が世界市場への輸出国となる可能性を持っていることを意味する。わかりやすい例を挙げよう。たとえば、DNA創薬にあたっては、閉鎖的な集団や地域に偏

<sup>32</sup> 生物多様性法の問題については、Srinivas (2000), Rengnekar (2000)を参照されたい。

<sup>33</sup> 改正特許法の問題については、Sahai (2002)を参照されたい。

<sup>34</sup> もちろん、インド政府が外国企業の知的所有権侵害について本格的に対処しているかどうかについては疑問がある。実際、日本政府によれば、インドは、ソフトウェア産業の振興の観点から著作権などについては積極的で、植物品種と特許権との関係については特許権者からの利益配分を規定するなど独自の制度を持っている一方で、海賊版・模倣品などの知的所有権侵害物品の取締りについては、極めて不十分である、と評価されている(通商産業省 2002: 162)。

在している遺伝病の患者から，多数のサンプルを収集しなければならない．まだ都市化を経験しておらず，人の移動が多くない地域や集団から取られた多くの遺伝的に安定的なサンプルからなる遺伝子情報が，疾病を発生させる原因遺伝子を特定化するのに必要だからである．したがって，インド山岳部族民などの先住民族などの遺伝子情報が，先進国の製薬会社やバイオテクノロジー企業による創薬にとって価値あるものとなっている．

多国籍企業による生物資源の略奪＝バイオパイラシーに対抗する途上国の論理も，結局，こうした略奪のうえに成り立つ利益の分け前を要求するものになっている．すでに紹介したように，インド政府による国立生物多様性機関や植物品種と農民の権利保護機関の設立がそれを表す端的な事例であろう(Rangnekar 2000)．

反グローバル主義者は，こうした北の多国籍企業に対する抵抗運動のみならず，新たに南の国家による地域住民や農民の遺伝資源や伝統知識の規制と管理に対しても，対抗運動を組織せざるをえない状況に追い詰められている．

かつてカール・ポランニーが市場社会に見出した「悪魔の碾き臼」を，われわれは TRIPS をめぐる問題から垣間見ることができる．現段階では残念ながら，われわれはこうした問題について安易な解決策を見出すことができない．

<参考文献><sup>35</sup>

(邦語文献)

オリバー，R.W.(2000/2002)(酒井泰介[訳])『バイオエコノミー：新しい経済法則がすべてのビジネスを変える』ダイヤモンド社．

加藤暁子(2000)「WTO・知的財産権協定の途上国への影響」『社会科学ジャーナル』第44号．

隅蔵康一(2002)「生命と特許」『現代思想』2．

隈蔵康一(2001)「ゲノム生命科学と特許」『現代化学』増刊40．

公正貿易センター(1997)『「TRIPS研究会」報告書』公正貿易センター．

公正貿易センター(1998)『「TRIPS研究会」報告書(平成9年度)』公正貿易センター．

公正貿易センター(2000)『「TRIPS研究会」報告書(平成11年度)』公正貿易センター．

公正貿易センター(2001)『「TRIPS研究会」報告書(平成12年度)』公正貿易センター．

公正貿易センター(2002)『「TRIPS研究会」報告書(平成13年度)』公正貿易センター．

国境なき医師団(2001)「医薬品と資金」([http://www.japan.msf.org/access/a\\_price.html](http://www.japan.msf.org/access/a_price.html))．

シバ，バンダナ(1997/2002)(松本文二[訳])『バイオパイラシー：グローバル化による生命と文化の略奪』緑風出版，2002年．

シバ，バンダナ(1999)「議論を呼ぶバイオテクノロジー」

---

<sup>35</sup> (\*)はホームページへのアクセス年を，また，たとえばオリバー(2000/2002)は，原著の刊行年/訳本の刊行年を意味する．



- (<http://www.ipsnihongo.org/news12/07.html>) .
- ジョセフ, M. (2001) 「炭疽値治療薬『シプロ』のインド製格安コピー輸入に特許の壁」  
(<http://www.hotwired.co.jp/news/news/business/story/20011109106.html>)
- 高瀬保(編)(1993) 『ガットとウルグアイ・ラウンド』 東洋経済新報社 .
- 高村ゆかり 「生物多様性条約」(水上千之・西井正之・臼杵知史[編] 『国際環境法』 有信堂 ,  
2000年) .
- 田中次朗(2001) 『WTO ガイドブック』 弘文堂
- 通商産業省(2002) 『2001年度不公正貿易白書』 .
- 中山一郎 「長期的には我々はみな死んでいる?」 (<http://www.rieti.go.jp/>) .
- 日本環境会議編(2000) 『アジア環境白書 2000/01』 東洋経済新報社 .
- ネルキン, ドロシー = ロリー・アンドリュース(2002) 「経済人: バイオテクノロジー時代における身体組織の商業化」 『現代思想』 2 .
- 農業情報研究所(2002) 「インド: 遺伝子組み換え(GM)綿承認, 途上国の GM 採用に拍車か」  
(<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/gmo/news/02032802.htm>)
- 農林水産省 (1998) 「インド: パスマティ米の特許権を巡る争い」  
(<http://maff.go.jp/soshiki/keizai/kokusai/kikaku/1998/19980301india08a.html>)
- 野村好弘・遠藤貴子(1996) 「インドの環境法と行政制度」 野村好弘・作本直行(編) 『発展途上国の環境法: 東南・南アジア』 アジア経済研究所 .
- 久野秀二(1998) 「アメリカの農業資材産業とバイオテクノロジー」 (中野一新編 『アグリビジネス論』 有斐閣) .
- 『貿易と関税』 (2000) 「WTO 次期貿易交渉の意義と展望」 『貿易と関税』 8 .
- 『貿易と関税』 (2001) 「WTO・TRIPS 協定シンポジウム記録: WTO の貿易関連知的所有権 (TRIPS)協定の諸問題」 『貿易と関税』 10 .
- 『貿易と関税』 (2001) 「WTO の貿易関連知的所有権(TRIPS)協定の諸問題」 『貿易と関税』 10 .
- 松下満雄(2001) 『国際経済法[第3版]』 有斐閣 .
- 真実一美(2000) 『開発と環境』 世界思想社 .
- 山根裕子(2002) 「ドーハ閣僚宣言以後の TRIPS27条3項(b)レビュー」 『貿易と関税』 1 .
- 山名美加(1999a) 「インド特許法と TRIPS 協定」 『阪大法学』 第48巻6号 .
- 山名美加(1999b) 「UPOV と生物多様性条約(CBD)」 『阪大法学』 第49巻3/4号 .
- 山名美加(2001a) 「生物資源と伝統的知識の法的保護」 『現代社会研究』 第1号 .
- 山名美加(2001b) 「遺伝子の特許化と現代社会」 『現代社会研究』 第2号 .
- 矢野誠(2001) 『ミクロ経済学の応用』 岩波書店 .
- 柳赫秀(1998) 「WTO と途上国」 『貿易と関税』 7 .
- 柳赫秀(2000a) 「WTO と途上国」 『貿易と関税』 7 .
- 柳赫秀(2000b) 「WTO と途上国」 『貿易と関税』 9 .

ランジット・デプライ(2000)「遺伝子組み替え食品の実験台になったサイクロン被災者」  
(<http://www.ipsnihongo.org/06/21.html>)

(英語文献)

- Bhagwati, J. (1999) "Third World Intellectuals and NGOs-Statement Against Linkage", mimeo.
- Cullet, P. (2001) "Patents Bill, TRIPs and Right to Health", *EPW*, October 27.
- Damodaran, A. (1999) "Regulating Transgenic Plants in India", *EPW*, March 27 and April 2.
- EPW Editorial (1999) "Scientific Congress: Unscientific Approach", *EPW*, January 2-9.
- EPW Editorial (2000) "Biosafety Protocol: How Effective?", *EPW*, February 5-11.
- EPW Editorial (2001a) "Biomedical Research", *EPW*, September 15.
- EPW Editorial (2001b) "Bioterrorism: Lessons in Coping", *EPW*, October 20.
- EPW Editorial (2002) "Biotechnology: Case for Caution", *EPW*, January 5.
- Fink, C. (2000) "How Stronger Patent Protection in India Might Affect the Behavior or Transnational Pharmaceutical Industries", *World Bank Working Paper*, 2352.
- Frontline (1999) "Roslin Institute's Claim is false", *Frontline*, March 27 and April 9.
- Glover, D. (2002) "Transnational Corporate Science and Regulation of Agricultural Biotechnology", *EPW*, July 6.
- Goldberg, R. A. and J. Enriquez (2000) "Transforming Life, Transforming Business: The Life-Science Revolution", *Harvard Business Review*(「ゲノム・ビジネス：産業融合の時代」『DHBR』7, 2001年).
- Government of India (1999a) *Proposals Regarding the TRIPs Agreement in terms of Paragraph 9(a)(i) of the Geneva Ministerial Declaration*, WT/GC/W225.
- Government of India (1999b) *Transfer of Technology*, WT/GC/W/352.
- Government of India (2000) *Protection of Biodiversity and Traditional Knowledge*, WT/CTE/W/156.
- Government of India (2001a) *Annual Report of the Office of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks*.
- Government of India (2001b) *Statement on India at the TRIPs Council Meeting on June 20, 2001 on Public Health and Access to Medicines*.
- Gupta, A. (2002) "Ensuring 'Safe Use' of Biotechnology", *EPW*, July 6.
- Gupta, A. K. (2001) "Implication of WTO on Indian Agriculture" in S. K. Datta and S. Y. Deodhar (eds.) *Implication of WTO Agreements for Indian Agriculture*, Oxford & IBH Publishing Co. Pvt. Ltd..
- Kothari, A. (2000) "For Farmers or for Corporations?", *Frontline*, February 4 and March 3.
- Krishnakumar, A. (1999) "A Scientific Conundrum", *Frontline*, January 30 and February 12.
- Krishnakumar, R. (1999) "A Cow and a Controversy", *Frontline*, March 27 and April 9.

- Kulkarni, M. N. (2001) "Bioinformatics and Genomics Bazaar", *EPW*, February 24.
- Lanjouw, J. O. (1997) "The Introduction of Pharmaceutical Product Patents in India", *NBER Working paper*, 6366.
- Menon, P. (2002) "Engineered Risks", *Frontline*, June 27 and July 5.
- Nunes, P. A. L. D., C. J. M. Jeroen and van den Bergh (2001) "Economic Valuation of Biodiversity", *Ecological Economics*, 39.
- Panagariya, A (2002) "India at Doha", *EPW*, January 26.
- Panagariya, A. (1999) "TRIPs and WTO: An Uneasy Marriage", mimeo.
- Ramanna, A. (2002) "Policy Implications of India's Patent Reforms", *EPW*, May 25.
- Rangnekar, D. (2000) "To Balance Regulation and Compliance", *Frontline*, Dec 9 and 22.
- Rao, C. N. (2002) "Patents for Biotechnology Inventions in TRIPs", *EPW*, June 1.
- Ravishankar, A. and S Archak, "Intellectual Property Rights and Agricultural Technology: Interplay and Implication for India", *EPW*, July 1.
- Research Foundation for Science, Technology and Ecology (<http://www.vshiva.net/>)
- Sahai, S. (2002) "A Mixed Bag", *Frontline*, May 25 and June 07.
- Satapathy, C. (2001) "Dwindling International Support for IPRs", *EPW*, April 14-20.
- Scoones, I. (2002) "Biotech Science, Biotech Business", *EPW*, July 6.
- Seethi, K. M. (2001) "Clinical Drug Trials: Bioethics under Siege" *EPW*, August 25-31.
- Seshia, S. (2002) "Plant Variety Protection and Farmers' Rights", *EPW*, July 6.
- Shiva, V., A. Emani and A. H. Jafri (1999) "Globalisation and Threat to Seed Security", *EPW*, March 6-12 and 13-19.
- Srinivas, K. R. (2000) "Biodiversity Bill: Nice Words, No Vision", *EPW*, November 4-10.
- Srinivasan, S. (2000) "Pharmaceuticals, WTO and Seattle Round", *EPW*, January 29-February 4.
- Srinivasan, T. N. (2000) "The TRIPs Agreement", mimeo.
- Subramanian, A. (1999) "TRIPs and Developing Countries", mimeo.
- The Research Foundation for Science, Technology and Ecology (2002\*) "Monsant's Illegal Trial" (<http://www.vshiva.net/monsanto/mon-trial.htm>).
- Thomas, P. N. (2001) "Copyright and Emerging Knowledge Economy in India", *EPW*, June 16.
- United Nations Conference on Trade and Development (2002) *Key Issues in Biotechnology*, UNCTAD/ITE/TEB/10.
- Vaidyanathan, A. (2000) "Research for Agriculture", *EPW*, August 12.
- Vasudeva, P. K. (2000) "Patenting Biotech Products: Complex Issues", *EPW*, October 14-20.
- Visalakshi, S. and G. D. Sandhya (2000) "R and D in Pharma Industry in Context of Biotech Commercialisation", *EPW*, November 25.
- Visvanathan, S. and C. Parmar (2002) "A Biotechnology Story: Notes from India", *EPW*, July 6.
- WTO (1998) *India - Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products:*

*Report of the Panel*, WT/DS/79/R.

WTO (2002) *Trade Policy Review India: Report by the Secretariat*, WT/TPR/S/100.

Zutshi, B. K. (1998) “Bringing TRIPS into the Multilateral Trading System”, in J. Bhagwati and M. Hirsch (ed.) *The Uruguay Round*, Springer.